

平成22年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(平成22年度の取組実績)

【目次】

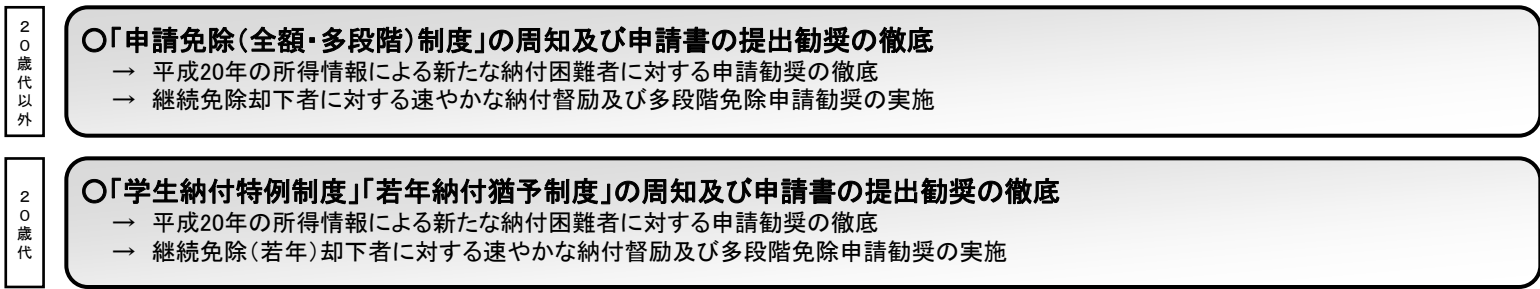
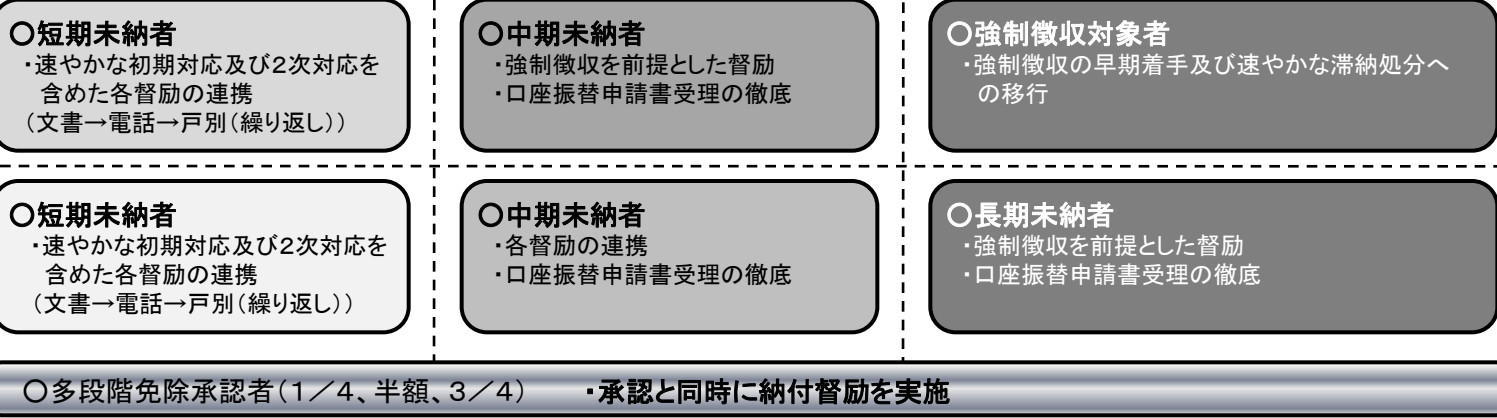
①平成22年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	10

① 平成22年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、取組を展開した。
(概念図参照)

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



納付月数の増加目標

免除等申請受理目標

未納月数	1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
------	-------	--------	---------

② 納付督励の実施状況

(取組状況)

- 電話納付督励件数及び文書勧奨件数は、前年度を大幅に上回った。戸別訪問督励件数については、平成22年10月から免除勧奨業務を市場化テスト事業者に全面委託したことに伴い減少している。(市場化テスト事業者による訪問件数は相当程度増加しているが、職員が実施していた水準には及んでいない。)

区 分	職員が実施したもの			市場化テスト事業者が実施したもの			合 計		
	21年度 実施件数	22年度 実施件数	対前年度比	21年度 実施件数	22年度 実施件数	対前年度比	21年度 実施件数	22年度 実施件数	対前年度比
電話納付督励	67万件	19万件	28.4%	1,901万件	2,568万件	135.1%	1,969万件	2,587万件	131.4%
戸別訪問督励	326万件	109万件	33.4%	96万件	206万件	214.6%	422万件	314万件	74.4%
文書勧奨	875万件	1,912万件	218.5%	434万件	662万件	152.5%	1,309万件	2,574万件	196.6%
合 計	1,268万件	2,040万件	160.9%	2,431万件	3,436万件	141.3%	3,699万件	5,475万件	148.0%

注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

③ 免除等の実施状況

- 市区町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テスト受託事業者に提供し、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組みの結果、平成22年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を1.6ポイント上回った。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	21年度		22年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1,951万人	—	1,904万人	—	△47万人	—
全額免除者数等合計	535万人	27.4%	551万人	29.0%	16万人	+1.6ポイント
法定免除者数	120万人	6.2%	126万人	6.6%	6万人	+0.4ポイント
申請全額免除者数	215万人	11.0%	221万人	11.6%	7万人	+0.6ポイント
学生納付特例者数	163万人	8.3%	166万人	8.7%	3万人	+0.4ポイント
若年者納付猶予者数	37万人	1.9%	38万人	2.0%	0.2万人	+0.1ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。

④ 強制徴収の実施状況

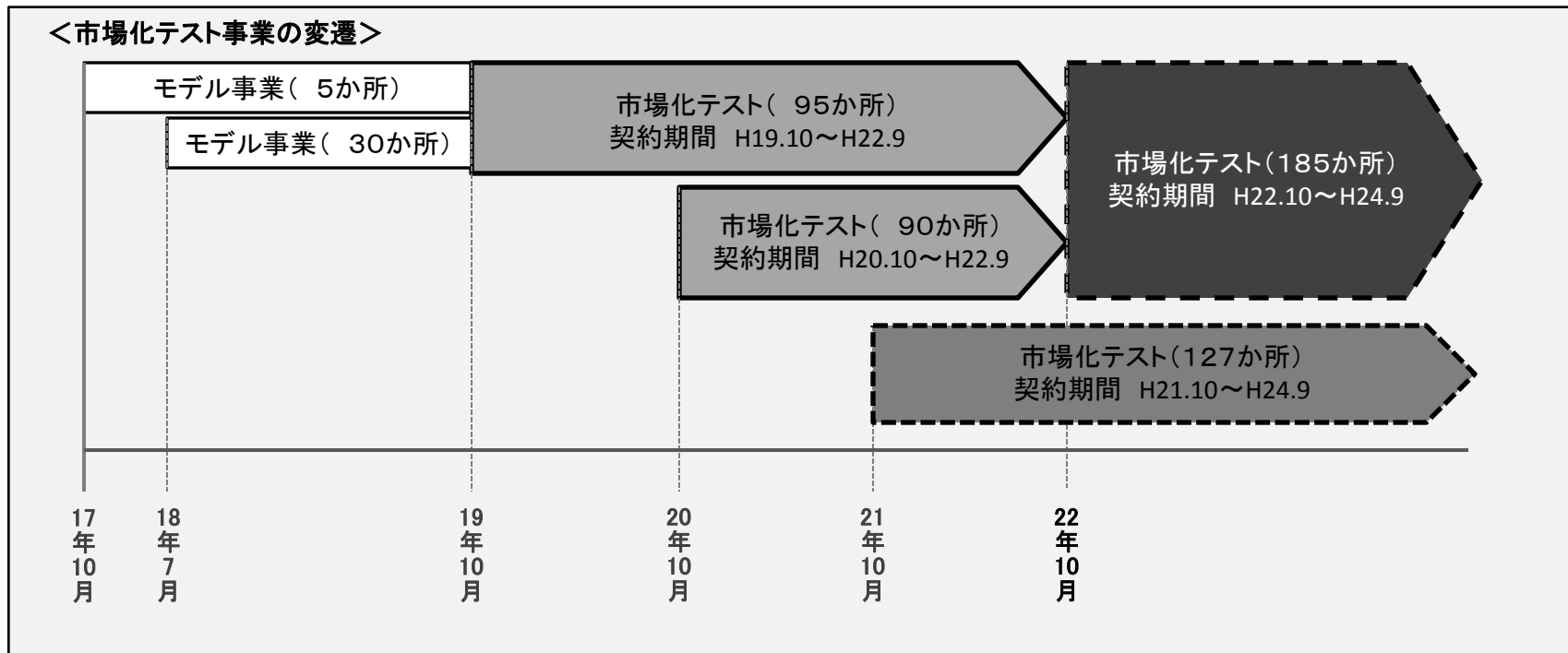
- 平成22年度の強制徴収の取組みについては、最終催告状発送件数は前年度を相当程度上回った。また、督促状送付件数及び差押え執行件数はいずれも平成21年度を若干上回った。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
最終催告件数	310,551件	40,727件	16,350件	17,131件	24,232件
督促件数	121,113件	28,485件	8,160件	10,061件	10,583件
差押件数	11,910件	11,387件	5,534件	3,092件	3,379件

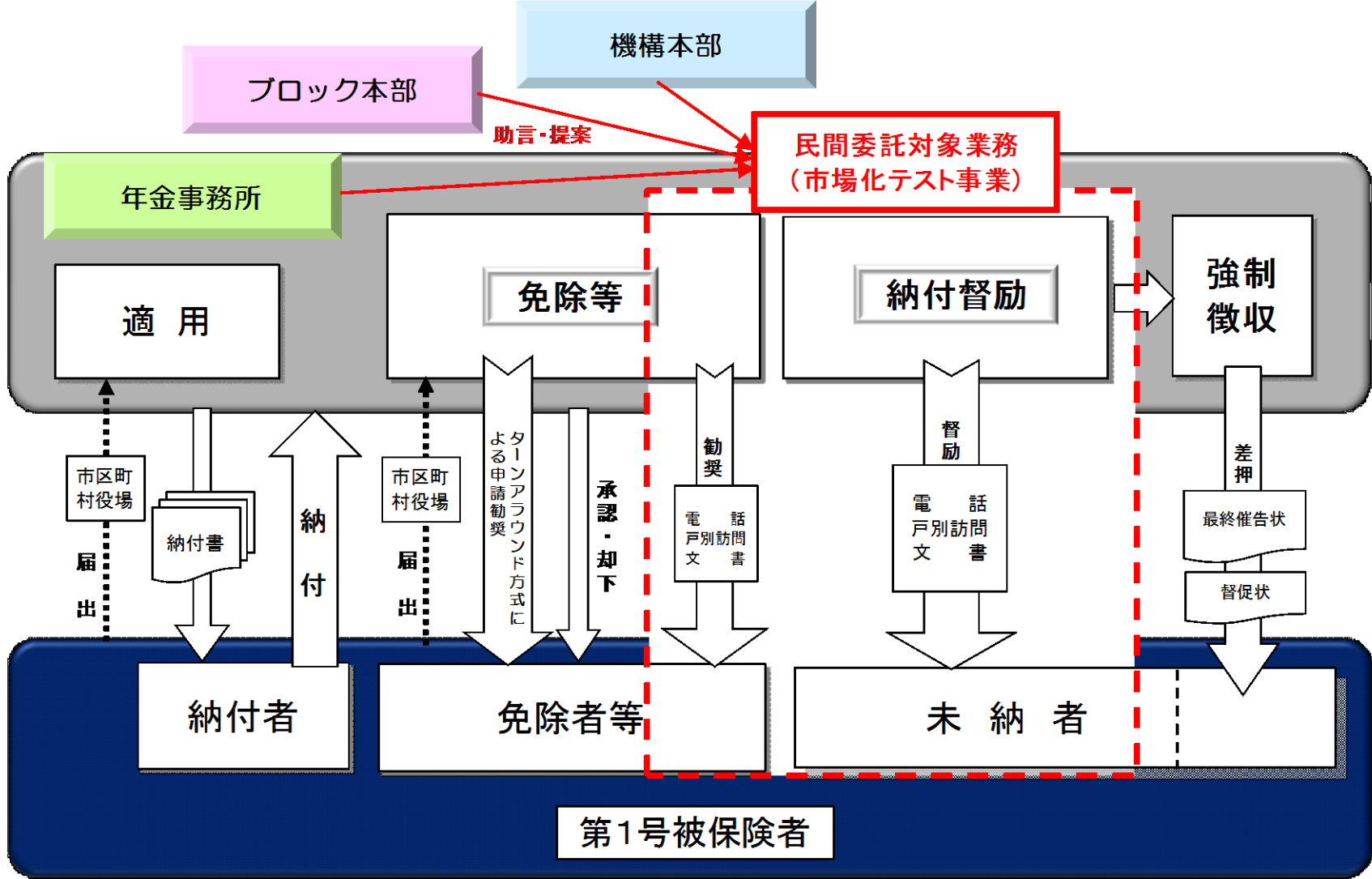
⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成18年7月からは、30か所の社会保険事務所を追加して「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月からは、90か所の社会保険事務所を追加して、合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月からは、127か所の社会保険事務所を追加して、全312社会保険事務所を実施。免除勧奨業務を追加した。
- 平成22年10月から、平成19年および平成20年事業の契約更改に伴い、免除勧奨業務を追加して185か所の年金事務所で実施。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

要求水準の達成状況 (平成22年度)

(1) 事務所別の要求水準達成状況

- 平成21年10月開始の事務所(127事務所)では、全ての事務所において現年度、過年度ともに要求水準未達成となっているが、平成22年10月開始の事務所(185事務所)では、現年度は4事務所、過年度は144事務所において要求水準を達成している。
- 免除の要求水準については、平成21年10月開始の事務所(127事務所)では12事務所が要求水準を達成している。また、平成22年10月開始の事務所(185事務所)では、117事務所において要求水準を達成している。

	現年度保険料		過年度保険料		免除	
	達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
127事務所 (21年10月開始)	0 事務所	127 事務所	0 事務所	127 事務所	12 事務所	115 事務所
185事務所 (22年10月開始)	4 事務所	181 事務所	144 事務所	41 事務所	117 事務所	68 事務所

<要求水準の設定の考え方>

① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。

【加算率】… 近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率を目標にして、契約期間中の毎年度の率を設定。

(平成21年開始分：毎年度1.5%程度上積み、平成22年開始分：毎年度1.2%程度上積み)

② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.7%程度、2年目に4.5%程度上積みすることを要求水準とした。

<最低水準の設定の考え方>

① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。

② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.2%程度、2年目に3.8%程度上積みすることを最低水準とした。

(2) 納付月数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況を見ると、平成22年10月に契約更改した185事務所では81.1%であるが、平成21年10月開始の127事務所では57.7%と低調である。

この結果、平成22年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、71.0%にとどまっている。

		要求水準	最低水準	収納実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	127事務所(21年10月開始)	5,691,137月	4,461,414月	2,754,133月	48.4%	61.7%
	185事務所(22年10月開始)	8,178,618月	7,112,952月	5,325,473月	65.1%	74.9%
	小計	13,869,755月	11,574,366月	8,079,606月	58.3%	69.8%
過年度保険料	127事務所(21年10月開始)	2,868,870月	2,510,405月	2,182,760月	76.1%	86.9%
	185事務所(22年10月開始)	3,142,495月	2,724,420月	3,860,997月	122.9%	141.7%
	小計	6,011,365月	5,234,825月	6,043,757月	100.5%	115.5%
現年+過年度保険料	127事務所(21年10月開始)	8,560,007月	6,971,819月	4,936,893月	57.7%	70.8%
	185事務所(22年10月開始)	11,321,113月	9,837,372月	9,186,470月	81.1%	93.4%
	小計	19,881,120月	16,809,191月	14,123,363月	71.0%	84.0%

(3) 免除承認件数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準の達成状況を見ると、平成22年10月に更改した185事務所では108.8%であるが、平成21年10月開始の127事務所では91.8%である。

この結果、平成22年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は97.7%である。

		要求水準	最低水準	獲得実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
	127事務所(21年10月開始)	1,912,409件	1,833,484件	1,754,970件	91.8%	95.7%
	185事務所(22年10月開始)	1,036,808件	1,012,425件	1,127,768件	108.8%	111.4%
	小 計	2,949,217件	2,845,909件	2,882,738件	97.7%	101.3%

督励の実施状況

- 平成22年度における市場化テスト事業者の督励総件数は、対前年度比で約1,000万件増加している。戸別訪問件数についても相当程度増加しているが、職員が実施していた水準には及んでいない。

区 分	市場化テスト対象事務所〔185事務所〕 (平成22年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)		合 計	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
電話納付督励	1,664万件	1,784万件	238万件	784万件	1,901万件	2,568万件
戸別訪問督励	85万件	166万件	12万件	40万件	96万件	206万件
文書督励	386万件	517万件	48万件	145万件	434万件	662万件
合 計	2,135万件	2,467万件	298万件	969万件	2,431万件	3,436万件

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

⑥ その他の状況

口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施。しかしながら、新規口座振替利用者が伸びず、平成22年度における口座振替納付者は500万人にとどまり、口座振替利用率は36.0%（対前年度比△0.3ポイント）となった。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
口座振替納付者数	527万人	500万人	△27万人
口座振替利用率	36.3%	36.0%	△0.3ポイント

クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図った。平成22年度における利用者は約17万人であり、利用者は確実に増加している。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	14万人	17万人	+3万人
クレジットカード利用率	1.0%	1.2%	+0.2ポイント

コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成22年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は1,164万件（対前年度比56万件増）、収納月数は1,881万月（対前年度比117万月増）となっており、全納付保険料の17%を占めた。コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、41万件（対前年度と同じ）、収納月数は115万月（対前年度比8万月増）となり、着実な利用が図られている。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比		平成21年度	平成22年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,107万件	1,164万件	+56万件	インターネット納付利用件数	41万件	41万件	0万件
コンビニ納付収納月数	1,764万月	1,881万月	+117万月	インターネット収納月数	107万月	115万月	+8万月